

事務連絡

令和3年6月28日

各
〔都道府県
指定都市
児童相談所設置市〕
児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

令和2年度 児童養護施設等におけるアレルギー対応に関する調査研究
「児童養護施設等におけるアレルギー対応 ガイドライン（案）」について

児童福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

児童養護施設等（児童養護施設及び乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、一時保護所並びに自立援助ホームをいう。以下同じ。）や里親家庭（里親家庭及びファミリーホームをいう。以下同じ。）の社会的養護関係施設等において生活する子どものうち、身体的疾患や個別的なケア・対応が必要とされるものも多く含まれており、そうした子どもについて、安全な環境のもとで適切な養育を提供することは非常に重要です。

とくに、重篤なアレルギー疾患を有する子どもについては、そのアレルギー特性について十分に理解して対応する必要があるとあり、広く施設等の一般の職員に対しても、アレルギーに関する正しい知識や基本的な対処方法についての情報を周知する必要があります。

この度、令和2年度に行った「児童養護施設等におけるアレルギー対応に関する調査研究」において、施設等におけるアレルギー対応に関する実態把握、課題の整理を行うとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考にしつつ、施設現場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となる「児童養護施設等におけるアレルギー対応ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という）を作成し、その結果について取りまとめました。

貴職におかれましては、本調査研究について御了知いただくとともに、本ガイドライン案が貴管内の社会的養護関係施設等の現場において広く活用されるよう、管下関係施設等に周知いただくよう、お願いいたします。

○報告書については、以下のHPに掲載していますのでご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000793196.pdf>

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課指導係

電話 03-5253-1111（代表） 内線 4860